

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

### 1 日 時

令和7年2月20日（木）

開会 9時30分

閉会 10時02分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、栗須百合香委員、富樫健二委員、  
安田悦子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 大屋慎一

次長（教職員担当）福井崇司、次長（学校教育担当）早田清宏、

次長（育成支援・社会教育担当）坂井哲

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教育政策課 課長 一尾哲也、課長補佐兼班長 加藤久幸、主任 松井祥嗣

教育財務課 課長 井畑晃洋、課長補佐兼班長 川村順司

教職員課 課長 中出真人、班長 山本エリ、主査 鈴木良典

人権教育課 課長 錦織厚史、班長 森嶋克幸、係長 澤村悟

保健体育課 課長 堀越英範、課長補佐兼班長 岡村教正、

充指導主事 天白喜啓

社会教育・文化財保護課 課長 松本真人、課長補佐兼班長 野村太郎

### 5 請願・陳情の付議の結果

|      | 件 名                                   | 審議結果 |
|------|---------------------------------------|------|
| 請願 7 | 県立高等学校における教員の「全員顧問制」の<br>廃止を求める請願について | 不採択  |

### 6 議題件名及び採択の結果

|          | 件 名                                        | 審議結果 |
|----------|--------------------------------------------|------|
| 議案第 64 号 | 令和 6 年度三重県一般会計補正予算（第 8 号）<br>（教育委員会関係）について | 原案可決 |
| 議案第 65 号 | 三重県教育改革推進会議の委員の任命について                      | 原案可決 |

## 7 報告題件名

- |      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 報告 1 | 「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－最終案について |
| 報告 2 | 本年度における人権教育推進の取組について                       |
| 報告 3 | 令和 7 年度三重県職員（航海士）採用選考試験の結果について             |

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5 名中 5 名の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（1 月 3 1 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 64 号は県議会提出前であるため、議案第 65 号は人事に関する案件であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議し、公開の報告 1 から報告 3 の報告を受けたあと、非公開の議案第 64 号および議案第 65 号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 請願 7 県立高等学校における教員の「全員顧問制」の廃止を求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願 7 県立高等学校における教員の「全員顧問制」の廃止を求める請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 20 日提出 三重県教育委員会教育長

2 ページから 4 ページをご覧ください。請願書及び添付資料の写しになります。請願者については、先ほど、紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県立高等学校において、教員全員を部活動顧問に配置する、いわゆる「全員顧問制」の廃止を進めることを求めています。「2 請願の理由」で

は、三重県立高等学校において、教員全員がなんらかの部活動顧問に配置されている現状がありますが、部活動顧問になることを望まない教員を部活動顧問に充てる行為は、教員が担う現状の業務量を踏まえると、本来適法には行うことができないことから、部活動顧問に就任することを望まない教員には部活動顧問に充てないよう取組を進めるよう記載されています。

1 ページにお戻りください。請願に対する教育長の意見につきましては、1 番右の欄に記載してあります。部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われる学習指導要領に位置付けられた活動です。部活動には、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流も含めた生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義を有することから、教育活動として必要な取組であると考えています。

部活動の設置や運営は、学校の判断により実施されるものであるため、校長は部活動を含めた校務の効率的・効果的な実施と業務量の平準化に向けて、負担が偏らない業務分担や部活動における複数顧問の配置等に取り組みつつ、教職員一人ひとりの抱える事情等に配慮しながら顧問を決定しています。なお、校長が顧問を決定するにあたり、県教育委員会から、すべての教職員を部活動の顧問とするような通知や指導はしていません。

以上のことから、本請願で求められている県立高等学校における教員の「全員顧問制」の廃止については、不採択といたしたい。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

請願 7 はいかがでしょうか。

富樫委員

実態として全員顧問制というようなのはあるのでしょうか。校務分掌の一つだと思うのですが、部活動の顧問というのも大事な分掌の一つだと思うのですが、そういった中で、最近の企業や会社もそうだと思うのですが、どういう職種でいきたいとか、その希望を聞いたうえで配置というのもされているように思うのですが、全員顧問制というのがあるとすると、それは無視したうえで、これをやっているような形にもなるかと思うのですが、そのあたりはどうなのですかね。

堀越保健体育課長

実態としては、1 名の教員だけ、三重県高等学校体育連盟の理事長の職のあるものだけが顧問に就いていないのですが、その他は何らかの形で顧問は就いています。先ほどご説明させていただいたように、それぞれの事情とかございますので、いろんな配慮をしながらしておりますので、その配慮のうえでされているとご理解いただけたらと思います。

教育長

形のうえでは全員顧問になったりはしていますが、そのうえでしっかりと配慮はしています。

ただ、その全員顧問制ということをしろうちからは言っていませんので、別に校長の判断で顧問にしない教員がいても別に構わない中なので、特設教育委員会があれこれ言うことはないのかなというのはありますね。

富樫委員

わかりました。ありがとうございます。

#### 【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

#### ・報告事項

#### 報告1 「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－ 最終案について（公開）

（松本社会教育・文化財保護課長説明）

報告1 「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－  
最終案について

「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－最終案について、別紙のとおり報告する。

令和7年2月20日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長

それでは、1ページをご覧ください。令和6年11月22日の本定例会で報告をいたしました「本よもうねっとプラン（仮称）」の中間案について、パブリックコメントや三重県子ども読書活動推進会議における意見を踏まえ、別冊1のとおり最終案を取りまとめました。はじめに「1 パブリックコメントの実施状況」です。令和6年12月20日から令和7年1月19日までの間で募集したところ、（2）のところですが、15の個人および団体の方から52件の意見をいただきました。

（3）に項目別に意見数を整理いたしました。表の真ん中あたりの第5章で示しています、推進のための具体的な方策への意見が最も多く、全体の4割弱でございました。意見といたしましては、表現がわかりにくい、もう少しこういった表現を明記してほしい、こういった取組をしてほしいという提案など、前向きな意見が大半でした。

（4）の対応状況といたしましては、①最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの、②すでに反映されているもの、③今後の取組に参考にさせていただくものを、表の件数のとおり整理いたしました。

2ページをご覧ください。（5）のパブリックコメントでの主な意見です。ポツ1つ目で、SDGsとの関係について記載したほうが今後の計画としてふさわしいという意見がありました。ポツ2つ目ですが、県立と市町立の公立図書館にそれぞれ求められる役割を明記してほしいと意見がございました。

続きまして、2の中間案からの主な変更点です。

中間案から最終案への主な変更点は、次の（１）と（２）のとおりです。（１）パブリックコメントを踏まえたものですが、「第１章 本よもうねっとプランをつくるにあたって」にSDGsの５つの目標の達成に寄与することを次のとおり追記いたしました。点線四角囲みの部分は、別冊１の本冊をそのまま転記しております。下線部分が追記した箇所でございます。

ポツ２つ目ですが、「第５章 子どもの読書活動推進のための方策」に県立図書館と市町立図書館の役割について次のとおり追記いたしております。四角囲みのところがございますとおり、追記部分のみを転記しております。県立図書館には市町立図書館などを支援し、広域的な連携体制の中心的な役割、そして市町立図書館には住民の身近にあり、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、住民の学習を支援するといった役割が求められますという旨を追記しております。

続きまして、（２）三重県子ども読書活動推進会議の意見を踏まえたものでございます。「第４章 プランの基本的な考え方」のめざす姿に「言葉を学び、創造力を育むとともに」を次のとおり追記しております。四角囲みの部分は、めざす姿を転記しております。下線部分が追記した箇所でございます。

続きまして、「３ 今後の予定」ですが、令和７年３月１０日の教育警察常任委員会を経て、３月２４日の教育委員会定例会に議案として提出いたします。なお、別冊１は最終案の本冊、別冊２は中間案と最終案の新旧対照表でございます。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告１はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

##### 報告２ 本年度における人権教育推進の取組について（公開）

（錦織人権教育課長説明）

報告２ 本年度における人権教育推進の取組について

本年度における人権教育推進の取組について、別紙のとおり報告する。

令和７年２月２０日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長

本年度の人権教育の推進の取組につきまして、資料にございます３点のことについてお話しいたします。１点目、「人権意識の向上に向けた校内研修」についてです。お配りした資料の１をご覧ください。本研修は、県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、すべての公立学校で行ったものです。

研修動画の視聴と研修用リーフレットを活用した研修を行いました。成果としましては、資料に４点示しました。差別解消に向けた責務を確かめ合う機会となったことや、人権の基礎基本についての理解を深められたという声が多数ありました。また、対話をすることで人権意識を高め合う職場の雰囲気醸成することができたという声が多

くありました。その一方で、報告からは今後の取組を進めるうえでの課題というものが見えてきました。部落問題についての認識に教職員間で差があることが明らかになったということが挙げられます。また、先ほどの成果でも触れましたが、対話を通じた研修の重要性が明らかになってきました。同僚と人権問題について、経験や考えを語り合う機会を計画的に作る必要があります。これらの課題を踏まえまして、令和7年度取組としまして、今年度と同じ進め方で、すべての教職員を対象に部落問題の理解を深める校内研修を実施することを予定しております。

また、人権教育に関する校内研修の活性化を図るために、各校で活用していただきやすいような動画等の研修資料の作成を予定しております。

続きまして、2の「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」の報告です。子どもの意見を表明する権利や参加する権利を実現する機会としまして、こどもサミットを12月25日に開催いたしました。

小学生から青年まで、異校種異年齢の子どもたちが自分たちの活動や考えたことを伝え合いました。具体的には、各学校が各地域で学んだこと、取組を通じて感じたこと、訴えたいことなどをプレゼンいたしました。その後、感想を交流いたしました。また、差別をなくすために自分にできることをテーマに意見交換をいたしました。

今後取り組みたいことや大人に対する問題提起を行いました。具体的には、地域の大人に対しても差別はいけないと自分たちから伝えていく必要があるということや、学校や学区によって学習内容や量に差があるのではないかと、どの学校でもしっかりと取り組むべきだなどの意見でありました。

今後の取組としましては、ホームページや広報等で当日の様子や成果を発信いたします。また、次年度に2回目のこどもサミットを実施予定です。

続いて資料の2ページに移ります。3の「人権教育ガイドラインの発行」についてです。2024年3月に改定しました三重県人権教育基本方針に基づき人権教育を推進する指針として、人権教育ガイドラインを作成しております。この3月に作成、完成の予定であります。

資料の中ほど、全体構成をご覧ください。これまで発行してきたガイドラインから最も大きな変更点は、四角2であります。四角2のすべての人が持つ権利について学ぶ取組という項を設けたということです。こども基本法の施行など子どもが自らの権利の主体者であるということを実感する取組が今、求められております。そのことを踏まえ、この項を新たに設けました。続いてポイントをご覧ください。個別の人権問題に関することとしては、三重県人権教育基本方針が示す人権問題について、現状と推進の視点、具体的な取組内容を記載しております。今後の取組としまして来年度の初めに県内全公立学校に配付し、さまざまな研修会や人権教育課の事業などを通じて内容を紹介し、活用を促進してまいります。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょう。

大森委員

これは今後、令和7年以降で検討してもらえたらなというお願いになるかもしれないのですが、この数年間、教員の方の懲戒問題が非常に多くありました。それは例えばパワーハラスメントであったり、セクシャルハラスメントであったりします。ハラスメントというのは人権侵害に当たるわけです。今日報告をお聞きしております、そういったハラスメントが人権侵害に当たるのだという教育は人権教育の中に入っているのか。強調されているのが、どうしても今回の部落差別問題が大きなトピックだったと思います。でも、この一年の中で見てもらうと、それ以上にハラスメントの案件が多かったと思います。そうすると、そういった教職員の方への人権教育の中には、やはりそれぞれの人権があるのだ、ハラスメントということも人権侵害なのだというのを検討してもらってもいいのかなと思います。子どもにも同じように、先月の新聞記事ですか、取り上げられた障がい児のいじめの記事の問題もそうなのですが、そういった人権というのは、本当に基本的人権と言われるように、一番大事な、守られるべきものが守られていないのだという教育をしてもらわないと、いじめとか職場内でのハラスメントとか、そういったものはなくならないと思うので、このハラスメントという観点からの人権教育というのをこれから考えてもらえたらなと思いますので、時間がある時でもいいので、ちょっと検討してもらえたらいいかなと思います。

錦織人権教育課長

ご意見ありがとうございます。とても大切なお話をいただいたと承っております。

子どもたちを権利の主体として捉えた教育活動を進めるということは、人権教育すべてにおいて通じる原点としなければならない考え方です。ハラスメントもその一つだとももちろん捉えております。教職員の人権問題に対する理解を深めると同時に、子どもたちを権利の主体として捉えた教育活動が進められるように、この研修を持っていかなければならないと考えております。

大森委員

いじめ防止とかハラスメント研修というところと、この人権教育をリンクしてもらった方が、ハラスメントはハラスメントの研修となっているので、そうじゃなくて、人権教育の中にリンクしてもらおうということをちょっと検討してもらったらいかなと思います。

福井次長

今はどちらかというとハラスメントで、コンプライアンスをメインとして研修をしたり、動画を作成して、それを視聴する研修をしたりということをしておりますけれども、その辺にハラスメントと人権の観点を加えて、今後連携して研修をやっていきます。

教育長

教員へのハラスメントの対応というのは、去年からかなり力を入れてきているのですが、なかなか収まらない状態になっているので、今後ともしっかりとやりたいと思

います。人権教育はすべての教育の基盤みたいなもので、その上に教育は立脚していくものだと思いますので、本当に貴重な意見をありがとうございます。

－全委員が本報告を了承する。－

#### ・報告事項

##### 報告 3 令和 7 年度三重県職員（航海士）採用選考試験の結果について（公開）

（中出教職員課長説明）

報告 3 令和 7 年度三重県職員（航海士）採用選考試験の結果について

令和 7 年度三重県職員（航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1 ページをご覧ください。令和 7 年 1 月 12 日に実施しました三重県職員（航海士）採用選考試験の結果についてご報告をさせていただきます。

2 番目の結果のとおり、募集しました技術職員（航海士）について、採用見込み数 1 名に対して 1 名の申込みがありまして、1 名を合格としております。2 月 7 日に受験者に合否結果の方を郵送させていただいております。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告 3 はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

#### ・審議事項

##### 議案第 64 号 令和 6 年度三重県一般会計補正予算（第 8 号）（教育委員会関係）について（非公開）

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

##### 議案第 65 号 三重県教育改革推進会議の委員の任免について（非公開）

一尾教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・閉会宣言